

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月22日(金) 午後2時から午後2時10分
2 開催場所 瀬戸市役所4階庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 20)

4 議事日程

- | | | |
|--------|-------------------------------|------|
| 第7号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第8号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第9号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第10号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1 件 |
| 第11号議案 | 農用地利用集積計画の変更について | 11 件 |
| 報告第4号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について | 8 件 |

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会2月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
7番 武田 晴光(たけだ はるみつ)委員、
8番 長江 和春(ながえ かずはる)委員を指名いたします。

(第7号議案)

議長

これより議事に入ります。それでは、「第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の2筆で、面積は計166㎡、
目的は資材置場兼駐車場です。

立地基準は、支所から600m以内で、第2種農地に該当します。

本申請地はすでに隣地とあわせて一体利用されているため、新たな工事はなく、始末書が添付されております。なお、その一体利用地については、平成11年度に農地転用許可がなされております。隣地への被害防除については現状で特に問題ありません。

他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第7号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第7号議案について、ご質疑はございますか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第7号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第8号議案)

議長 続きまして、第8号議案ですが、今月は保留となりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの案件については、計画の変更が見込まれるため、保留となりました。来月以降に審議する場合は、この議案番号で審議をさせていただきます。以上です。

(第9号議案)

議長 続きまして、「第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は175㎡、目的は駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当し、原則許可です。

本申請地はすでに隣地とあわせて受人の事務所兼駐車場として一体利用されているため、新たな工事はなく、始末書が添付されております。隣地への被害防除についても現状で特に問題ありません。

他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第9号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第9号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第9号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第10号議案)

議長

続きまして、「第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記・現況地目ともに畑の11筆で、面積は計3,303㎡、一体利用地を含めると計4,264.22㎡、目的は駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は道路、西と南側は受人所有地、東側は太陽光発電設備が設置されており、周辺に農地はありません。

排水は、申請地内に柵を設け、最終的に申請地内南の調整池へ集め、水路へ排水します。

他法令は土地利用調整条例が該当し、近隣住民等との調整が完了しております。また、3,000㎡を超えているため、後日、愛知県農業会議の常設審議委員会にて諮ることになります。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第10号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第10号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第10号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第11号議案)

議長 続きまして、「第11号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

番号1、2の農地は、営農規模の拡大を考えていた受人が農地を検索したところ、土地所有者と合意に至ったことから本申請に至りました。番号3から11の農地は、以前に利用権を設定した農地の設定期間が満了することに伴い、再度利用権を設定するものです。受人につきましては、現在まで設定されている者と変わりありません。以上より、11件とも利用権設定することに支障はありません。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第11号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第11号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第11号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の届出については8件ありました。面積等は記載のとおりです。なお、番号1の譲渡人が空欄となっていました。正しくは、■■です。失礼いたしました。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会2月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。